

## 鳥取県監査委員公告第5号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第2項の規定に基づき、事務の執行について監査を実施したので、同条第9項に規定する監査の結果に関する報告及び同条第10項に規定する意見を次のとおり公表する。

平成20年2月14日

鳥取県監査委員	石	差	英	旺
鳥取県監査委員	井	上	耐	子
鳥取県監査委員	伊	木	隆	司
鳥取県監査委員	米	田	由	起
鳥取県監査委員	伊	藤		保
鳥取県監査委員	稲	田	寿	久

### 第1 監査の概要

#### 1 行政監査の趣旨

行政監査は、地方自治法第199条第2項の規定に基づき、監査委員が、その地方公共団体の事務の執行が適確に行われているかについて実施するものである。

本県においては、毎年度特定の課題を選定してこの監査を実施しているところである。

#### 2 監査対象事務

不用品の処分に係る事務(不用品とは、保存期間が経過した行政文書、古新聞等の故紙及び不用の決定をした備品をいう。以下同じ。)

#### 3 監査対象事務の選定理由

本庁及び一部の地方機関では、不用品を売り払い、県の収入としている。しかし、多くの地方機関ではこのような売払いが行われず、これらの不用品を有料で処分している状況が見受けられた。

また、物品の貸付けを行っている機関においては、使用不能となった貸付物品を、本来県が自ら処分すべきところを貸付先に処分させているという不適正な事例が見受けられた。

このため、不用品の処分の状況について監査し、不用品を売却することによる県の収入の確保、貸付物品の処分に係る事務手続の改善及び不用品をリサイクルに回すことによる環境に配慮した事務の執行に資することとした。

#### 4 実施期間

平成19年8月から同年12月までの間に実施した。

#### 5 監査の対象及び対象機関

##### (1) 監査の対象

ア 平成18年度に行った不用品の処分に係る事務

イ 平成14年度から平成18年度までの間に行った貸付物品の処分に係る事務

##### (2) 監査対象機関 134機関

ア 平成18年度に故紙の売払いを行った機関

イ 平成18年度に故紙が生じたが、売払いを行わなかった機関

ウ 平成18年度に故紙以外の不用品(貸付物品を除く。)の売払いを行った機関

エ 平成18年度に物品の貸付けを行った機関

[総合事務所については、総合事務所の内部組織である各局を監査対象機関とした。]

#### 6 実施方法

県のすべての機関に対して予備調査(不用品の処分状況に係る調査)を実施した後、監査対象となるすべての機関に監査調書の提出を求め、そのうち22機関について、関係書類と現場の状況を調査し、県の機関の関係者の説明を聴取するなどの方法により、実地監査を実施した。残りの112機関については、書面による監査を実施した。

また、貸付物品の処分については、県の機関の関係者からの説明のみでは処分の実態が十分に把握できないことから、地方自治法第199条第8項に基づき、貸付先の団体を関係人として調査票の提出を求めるとともに聞き取り調査を行った。

(1) 監査実施機関 134機関

防災局3機関、総務部9機関、企画部3機関、文化観光局3機関、福祉保健部17機関、生活環境部6機関、商工労働部2機関、農林水産部19機関、県土整備部3機関、総合事務所13機関、教育委員会42機関、警察本部10機関、病院局2機関、企業局2機関

(2) 実地監査を実施した機関 22機関

ア 知事部局 15機関

[防災局] 消防防災航空室

[福祉保健部] 総合療育センター、米子児童相談所、喜多原学園

[商工労働部] 倉吉高等技術専門学校、米子高等技術専門学校

[農林水産部] 農業大学校、農業試験場、園芸試験場、畜産試験場、中小家畜試験場、水産試験場

[総合事務所] 東部総合事務所県土整備局、中部総合事務所県土整備局、西部総合事務所県土整備局

イ 教育委員会 4機関

智頭農林高等学校、倉吉農業高等学校、境港総合技術高等学校、白兔養護学校

ウ 警察本部 1機関

倉吉警察署

エ 病院局 1機関

中央病院

オ 企業局 1機関

企業局西部事務所

(3) 書面監査を実施した機関 112機関

防災局2機関、総務部9機関、企画部3機関、文化観光局3機関、福祉保健部14機関、生活環境部6機関、農林水産部13機関、県土整備部3機関、総合事務所10機関、教育委員会38機関、警察本部9機関、病院局1機関、企業局1機関

(4) 関係人として調査を実施した団体 9団体

社会福祉法人鳥取県厚生事業団、社会福祉法人米子福祉会、社会福祉法人宏平会、財団法人鳥取県天神川流域下水道公社、財団法人鳥取県体育協会、財団法人鳥取県観光事業団、財団法人畜産振興協会、鳥取県ポート協会、財団法人鳥取県建設技術センター

7 監査の着眼点

- (1) 故紙の売払いは行われているか
- (2) 故紙以外の不用品の売払いは行われているか
- (3) 貸付物品の処分は適正に行われているか

8 監査の執行者

監査執行者は、次のとおりである。

監査委員	石	ざし	ひで	お
		英	旺	
監査委員	井	うえ	たえ	こ
		耐	子	
監査委員	伊	ぎ	たか	し
		隆	司	
監査委員	米	た	ゆ	き
		田	起	え
監査委員	伊	とう	たもつ	保
		藤	ひさ	
監査委員	稲	た	とし	ひさ
		田	寿	久

第2 監査の結果及び意見

1 売払いが可能な不用品の売払いについて

- (1) 故紙の売払いは行われているか

ア 売払い可能な故紙の売払い

鳥取県物品事務取扱規則（昭和39年鳥取県規則第12号。以下「物品規則」という。）第30条第2項では、不用品は売り払うことが原則であると規定されており、この趣旨及び県の収入確保の観点から、売払い可能な故紙は売り払うべきものである。

[ 監査の結果 ]

本庁では、各課が個人情報等の含まれていない売払いが可能な故紙と、個人情報等が含まれている行政文書とに分類し、売払いが可能な故紙を庶務集中局集中業務課がまとめて売り払っている。

なお、個人情報等が含まれている行政文書については、政策法務室では再生紙工場で溶解されるまで見届けることにより個人情報等が漏えいしない方法で売り払っている。また、政策法務室以外の各課では、情報の漏えいを防ぐため、職員が行政文書を焼却場に持参して有料で焼却し、又はシュレッダー（元の文章が読めないように細かく裁断する機械をいう。）で裁断処理（以下「シュレッダー処理」という。）して廃棄している。

表1 本庁における故紙の売払状況

区 分		数量(ト)	売払額(円)	単価(円) (注1)
平成14年度	上半期	59.8	627,480	10.0
	下半期	55.6	58,356	1.0
平成15年度	上半期	51.6	108,444	2.0
	下半期	64.3	135,030	2.0
平成16年度	上半期	48.4	106,762	2.0
	下半期	62.8	138,478	2.0
平成17年度	上半期	68.3	150,621	2.1
	下半期	86.9	191,655	2.1
平成18年度	上半期	71.5	157,718	2.8
	下半期	51.6	541,695	10.0
平成19年度	上半期	66.3	563,453	8.1
	下半期(注2)	17.5	303,533	16.5

注1 単価は、1キログラム当たりの消費税抜価格（売払額は消費税込価格）である。

2 平成19年度下半期の数量及び売払額は、10月及び11月の2か月分のものである。

一部の地方機関（出納機関である本庁機関を含む。以下同じ。）では、売払いが可能な故紙は売り払われ、県の収入となっている。しかし、地方機関の8割以上では、故紙の売払いが行われていない状況が見受けられた。

また、一部の地方機関（消防防災航空室、公文書館、鳥取港湾事務所、図書館、博物館及び企業局東部事務所）は、本庁の故紙の売払時に故紙を持参し、庶務集中局集中業務課がそれをまとめて売り払っている。

表2 平成18年度における地方機関の総合事務所管内別の故紙の処分状況

区 分		東部管内	八頭管内	中部管内	西部管内	日野管内	県外	計
売払いを行った機関	売払実施機関	3	1	1	0	0	0	5
	本庁又は売払実施機関へ持ち込んだ機関	10	2	6	0	0	0	18
売払いを行っていない機関	無料で処分した機関(注)	18	4	11	15	0	1	49
	有料で処分した機関	9	0	14	18	6	2	49
	処分を行わなかった機関	2	0	0	0	0	0	2
								23 (19%)
								100 (81%)

計	42	7	32	33	6	3	123 (100%)
---	----	---	----	----	---	---	------------

注 業者が無料で回収している機関、地域の故紙回収等に持参している機関及びリサイクルセンター等に持参して無料で引き取ってもらっている機関である。

東部総合事務所、八頭総合事務所及び中部総合事務所では、県民局が総合事務所内の売払いが可能な故紙をまとめて売り払っている。

このうち、中部総合事務所は、平成19年8月から中部管内の他の地方機関にも総合事務所の故紙売払時に故紙を総合事務所に持ち込むように呼びかけ、故紙の売払収入の増加と処分費の抑制に取り組んでいる。

図書館では、破損や汚損のため廃棄せざるを得なくなった図書を、従来は清掃業者に無料で引き取らせていたが、平成18年度以降は故紙回収業者に売り払っている。

鳥取東高等学校では、故紙の回収を従来は故紙回収業者が無料で行っていたが、故紙の価格が高騰してきたことから平成18年9月以降は売り払っている。

日野総合事務所県民局では、従来からできるだけ有利な条件で引き取ってもらうよう故紙回収業者に働きかけていたものの、平成18年度までは県民局で運送料を負担して故紙回収業者が回収・運搬し、無料で処分していた。その後平成19年9月になってようやく無料で回収・運搬してもらえることとなった。

西部総合事務所県民局では、西部管内では故紙は売払いができないとの考えから、これまで故紙の売払いの検討をしておらず、平成18年度までは、総合事務所内の各機関が故紙を故紙置場に搬入し、県民局がまとめてその都度業者に有料で回収を委託していた。

平成19年度は、廃棄物の収集運搬業務委託契約に故紙の回収も含めるよう変更し、年度当初に一括契約し、有料で可燃ゴミ、不燃ゴミと併せて処理している。

小規模な地方機関で故紙の売払いが行われていないという状況があったが、この理由は、故紙の発生量が少ないため、故紙回収業者が買い上げに応じたくないというものであった。

西部管内及び日野管内では、県の西部地域に故紙を引き取って再生紙を製造している製紙工場がないといった地域の実情もあるためか、故紙の回収業者が故紙の買い上げに応じたくない傾向があった。

#### [ 意見 ]

中部総合事務所が総合事務所以外の地方機関の故紙も受け入れて売り払っている事例は、費用の削減と収入確保に寄与するとともに、地球環境に配慮した取組であり、また、故紙が少量しか発生しない小規模地方機関の処分に係る事務の効率化が図られている。

各地域の総合事務所等の中核的機関は、この事例を参考にし、地域内の地方機関の故紙を集約して売り払うことに取り組まれない。

なお、中部総合事務所は、現在は管内の知事部局の地方機関のみに呼びかけているが、今後は県立学校や警察等にも呼びかけを広げられたい。

故紙の集約については、各地方機関が総合事務所等の中核的機関に持ち込む方法が望ましいが、公用車がなく、故紙を持ち込むことが困難な地方機関の集約方法については、各地域の総合事務所等の中核的機関は、所有している公用車や故紙回収業者のトラックが各地方機関を回って回収する等、費用対効果を踏まえて検討されたい。

#### イ 個人情報等が含まれる行政文書の売払い等

##### (ア) 行政文書を溶解して処分する方法

#### [ 監査の結果 ]

政策法務室では、各課から引き継いだ行政文書のうち、鳥取県文書の整理、保管及び保存に関する規程（平成16年鳥取県訓令第14号）に規定する保存期間が経過した行政文書を処分する場合、売払契約を締結した後、職員が故紙回収業者のトラックに同行し、再生紙工場で行政文書が溶解されるまでを見届けることにより、個人情報等の漏えいを防ぐとともに収入を確保している。

庶務集中局集中業務課では、個人情報等が含まれ、新聞紙等と同じように売り払うことができない行政文書を、個人情報等の漏えいを防ぐため、職員が焼却場に持参して有料で焼却していた。

多くの地方機関においても、行政文書を焼却場に持参して有料で焼却している状況が見受けられた。

[ 意見 ]

政策法務室が行っている再生紙工場で行政文書が溶解されるまで見届ける処分方法は、個人情報等を含む行政文書をリサイクルするための有効な方法であり、また、再生資源として売り払うことにより県収入の確保に寄与している。

一方、庶務集中局集中業務課のように行政文書を焼却する処分方法は、他の本庁機関でも行われているものと思われるが、収入とはならないで、逆に焼却費用が必要となる。

今後は、本庁の各機関が個別に保管している行政文書を処分する場合は、庶務集中局集中業務課が中心となり、政策法務室が行っている事例を参考にし、個人情報等の漏えいがないよう、集約して売り払うことを検討されたい。

また、地方機関においても、個人情報等が含まれる行政文書の処分は、これまでのような費用のかかる焼却処分を行うのではなく、政策法務室が行っている事例を参考にし、地域の状況を踏まえつつ、各地域の総合事務所等の中核的機関が中心となり、個人情報等の漏えいがないよう、集約して売り払うことを検討されたい。

(イ) 行政文書をシュレッダー処理したものの利用

[ 監査の結果 ]

多くの機関では、個人情報等が含まれ、新聞紙等と同じように売り払うことができない行政文書を処分する場合、シュレッダー処理することにより、情報の漏えいを防いでいる。

県では、行政文書をシュレッダー処理したものを、牛舎の敷わらとして利用し、使用済の敷わらを堆肥として活用することを県全体の取組として推進している。

本庁、総合事務所及び一部の地方機関では、行政文書をシュレッダー処理したものを故紙置場に保管しておき、これを畜産農家等が回収して利用している。

家畜を飼育している農業大学校、畜産試験場及び倉吉農業高等学校では、同様に施設内の牛舎で敷わらとして利用しているが、数量が不足している状況があった。

境港総合技術高等学校や倉吉警察署では、行政文書をシュレッダー処理したものを可燃ゴミとして有料で処分していた。

[ 意見 ]

行政文書をシュレッダー処理したものを牛舎の敷わらとして利用することは、資源の有効な活用方法であることから、環境立県推進課及び畜産課が中心となって、牛舎の敷わらとして利用する畜産農家の掘り起こしを一層積極的に行うとともに、行政文書をシュレッダー処理したものを活用するネットワーク化を進められたい。

境港総合技術高等学校や倉吉警察署のように行政文書をシュレッダー処理したものを有料で処分している事例は、他の地方機関でも行われている。

行政文書をシュレッダー処理して有料で処分している地方機関は、本庁、総合事務所、農業大学校、畜産試験場及び倉吉農業高等学校と連携を取りながら、極力有効に活用されたい。

(2) 故紙以外の不用品の売払いは行われているか

[ 監査の結果 ]

企業局西部事務所では、発電所の沈砂池に沈殿した砂を売却していた。

鳥取港湾事務所では、所有権が放棄されて港湾管理者である県に帰属した廃船のエンジンを売却していた。

八頭総合事務所を除く総合事務所県土整備局では、道路の維持修繕により取り替えたガードレール等を鉄くずとして売り払っていた。

中部総合事務所県土整備局及び西部総合事務所県土整備局では、ガードレール等の鉄くずの保管場所は、入口にロープや鎖が渡してあるのみで、周囲に柵等も設置されておらず、周囲から見渡せる状況にあった。

鳥取空港管理事務所では、除雪用ブルドーザー等3台の車両が平成17年度から使用されておらず、今後も使用する見込みがないまま、処分されずに保管されていた。

また、企業局西部事務所では、昭和60年代から敷設工事等により不用となった大量の工水管が処分されずに保管されていた。

[ 意 見 ]

物品規則第30条第2項の趣旨及び県の収入確保の観点から、使用できなくなった物品等の売払いを行った機関の取組は評価できるものである。

故紙以外の不用品を売り払っていない機関は、改めて不用品の状況を点検し、売り払うことができるものは極力売り払うよう努められたい。

近年、他県では鉄製品の窃盗事件が発生していることから、中部総合事務所県土整備局及び西部総合事務所県土整備局は、鉄くずの適切な保管方法について検討されたい。また、不用品は周辺の景観を損なうことのないよう整理して保管されたい。

鳥取空港管理事務所及び企業局西部事務所は、不用となっている除雪用ブルドーザー等の車両や工水管をできるだけ速やかに売却処分されたい。

2 貸付物品の処分に係る事務手続等について

物品規則第22条及び「鳥取県物品事務取扱規則の運用方針及び留意事項について」の全部改正について(平成14年5月14日付出納局長通知)では、物品の貸付けをする場合は、物品貸付伺書により貸付けを決定し、貸付契約を締結することとされている。

また、物品規則第14条第1項では、県は、物品の照会を毎年度(貸付期間を延長され、複数年貸し付けている物品については、貸付期間中に1回以上。)を行うことが規定されている。

物品規則第30条第1項では、貸付物品が壊れて使えなくなったり、使われなくなったために貸付先から返還された場合には、当該物品の現物を確認し、今後の利用の見込みや他の機関では活用できないか等を検討した上で、使用の見込みのない場合や修繕しても使用に耐えない場合等には不用の決定ができることとされている。

物品規則第30条第2項では、不用決定した物品は、県において、売払いが可能なものは売り払い、これにより難しいものは廃棄処分できると規定されている。

(1) 物品の貸付けに係る事務手続は適正に行われているか

[ 監査の結果 ]

県では、県の施設の管理や施設内の食堂等の運営を円滑に行うため、指定管理者等の団体等に必要な物品を貸し付けている。この物品の貸付けは、物品貸付契約を締結した上で行うこととされている。

表3 平成18年度に物品の貸付けを行った機関の状況

本 庁	地方機関	合 計
24	32	56

障害福祉課では、次のような物品貸付契約の締結の遅延が見受けられた。

- ・ 鹿野かちみ園及び鹿野第二かちみ園の指定管理に係る物品貸付について、平成18年度に締結すべき物品貸付契約を締結していなかった。
- ・ 障害者体育センターの物品貸付について、平成14年度に当時の所管課である労働雇用課が物品貸付契約を締結しないまま貸付けを行い、平成15年度にそれを引き継いだ障害福祉課も平成17年度の途中まで物品貸付契約を締結していなかった。
- ・ 障害児・知的障害者の情報バリアフリーを促進するため、団体にパソコン等の物品を貸し付けているが、平成16年度に締結すべき物品貸付契約を平成17年度の途中まで締結していなかった。

公園自然課では、東郷湖羽合臨海公園の指定管理に係る物品貸付について、平成18年度に締結すべき物品貸付契約を平成19年度になって締結していた。

水・大気環境課では、天神川流域下水道の維持管理に要する物品貸付について、平成16年度に締結すべき物品貸付契約を平成17年度の途中まで締結していなかった。

畜産課及び畜産試験場は、同一の団体に対して、牧場の管理運営に要する様々な物品をそれぞれが貸し付けていた。また、各総合事務所県土整備局（日野総合事務所県土整備局を除く。）は、同一の団体に対して、建設工事に使用する資材の試験等に要する様々な物品をそれぞれが貸し付けている状況が見受けられた。

[ 意 見 ]

物品の貸付けは、物品貸付契約を締結した上で行うものであり、また、貸付けを行う物品は、管理を行わせる施設と一体の物であるため、物品貸付契約の締結が遅延するということはあってはならないことである。障害福祉課、公園自然課及び水・大気環境課は、物品貸付契約の締結が遅延しないよう、適切な時期に手続を行われたい。

県の複数の機関が、同一の団体に対して同一目的で物品貸付を行っていることは、事務が効率的に行われているとは言い難い。物品の貸付事務の簡素化を図るため、同一の団体に対して同一目的で物品貸付を行っている機関は、これまでの経緯と貸付先団体の意見を踏まえながら、貸付事務を本庁所管課で一括して行うなど、一元化することを検討されたい。

(2) 貸付物品の照合は適正に行われているか

[ 監査の結果 ]

県は、貸付物品の照合を毎年度（貸付期間を延長され、複数年貸し付けている物品にあっては、貸付期間中に1回以上）行うこととされている。しかし、多くの機関で現物確認による照合を行っていない状況が見受けられた。（別表参照）

県の機関の監査及び貸付先の団体の調査を行った結果、このような状況は、遠隔地の施設に物品の貸付けを行っている機関で多く見受けられた。

また、監査及び貸付先の団体の調査を行った結果、貸付物品が施設の開設時からのものであるため古くなり、機能が劣化して使用できなくなっていたり、施設の備品としての貸付物品が、これまで利用されず、今後の利用予定もなく長期間倉庫等に保管されている状況が見受けられた。

[ 意 見 ]

物品の照合は、県の財産である物品を貸し付けている県として必ず行わなければならないものである。

しかし、現物確認による貸付物品の照合を行っていない状況が多くの機関で見受けられたが、これは県の財産の管理として不適正なものである。

については、貸付物品の現物照合を行っていない機関は、貸付契約の期間中に少なくとも1回は貸付契約に基づく貸付物品一覧と現物の確認をされたい。

また、現物確認に当たっては、その物品が貸付先で活用されているか、貸付目的を達成するために十分効果を上げているか等について検証し、真に貸付けが必要な物品を貸し付けるようにされたい。

(3) 貸付物品の処分に係る事務手続は適正に行われているか

貸付先から貸付物品が返還された場合には、当該物品の現物を確認し、今後の利用の見込みや他の機関では活用できないか等を検討する必要がある。この検討を行った上で、利用の見込みのない場合や修繕しても使用に耐えない場合等については、適正に不用決定を行うべきである。

また、不用決定した物品は、県において、売払いが可能なものは売り払い、これにより難しいものは廃棄処分できることとされている。

ア 返還された貸付物品の確認

[ 監査の結果 ]

次の機関では、貸付先から物品が返還され、処分をしたときに物品の現物確認を行っていなかった。

障害福祉課、長寿社会課、公園自然課、スポーツセンター

次の機関では、現物確認しないで、写真で状況を確認していた。

畜産課、畜産試験場、東部総合事務所県土整備局、八頭総合事務所県土整備局、中部総合事務所県土整備局、西部総合事務所県土整備局

[ 意 見 ]

物品の貸付けを行っている機関は、返還された物品の現物確認を行っていない状況から、貸付物品が県の財産であり、県が責任を持って管理を行うという意識が希薄であると言わざるをえないものであった。

このような状況は、調査期間中に処分した事例はないが、遠隔地の施設に物品の貸付けを行っている他の機関においても同様の状況があるものと思われる。

物品の貸付けを行っている機関は、貸付先から物品が返還される際には現物の状況を十分確認された。

#### イ 不用決定等に係る事務手続

##### [ 監査の結果 ]

貸付先から貸付物品が返還された場合には、当該物品の現物を確認し、使用の見込みのない場合、修繕しても使用に耐えない場合等については、適正に不用決定を行うべきである。しかし、不用決定等に係る事務手続において、次のような不適正な事例が見受けられた。

##### 返還された貸付物品の不用決定が遅れた事例

- ・ 障害福祉課では、貸付先が平成13年度に返還書を提出した貸付物品を、当時の所管課である労働雇用課が不用決定を行わず、平成15年度にそれを引き継いだ障害福祉課は平成17年度になって不用決定していた。
- ・ 長寿社会課では、貸付先が長寿社会課の了解を得ないで既に処分していた貸付物品を、平成14年度及び平成16年度にまとめて不用決定していた。

また、貸付先が平成18年度及び平成19年度に既に処分していた貸付物品の不用決定をしていなかった。

- ・ 水・大気環境課では、貸付先が平成14年度に返還書を提出した貸付物品を平成18年度になって不用決定していた。

これは、平成14年度当時、不用決定すべき出納局が、貸付物品の引継ぎを受けていたにもかかわらず不用決定せず、水・大気環境課も台帳上残っていることに気付かずに行ったことによるものである。

- ・ 中部総合事務所県土整備局では、平成17年度及び平成18年度に貸付先に処分させた貸付物品の不用決定をしていなかった。

##### 処分済で実在しない貸付物品の貸付契約をそのまま継続していた事例

- ・ 公園自然課では、平成12年度及び平成15年度に処分された貸付物品を、当時の所管課である体育保健課が継続して貸し付け、平成16年度にそれを引き継いだ都市計画課も継続して貸し付け、平成17年度に引き継いだ公園自然課が平成18年度に貸付契約を変更して更新するまで、実在しない貸付物品の貸付契約を継続していた。
- ・ 栽培漁業センターでは、平成18年度に更新した際に業者に引き取らせた貸付物品を、平成19年度当初の貸付契約の更新においても貸付けを継続し、平成19年度途中に変更契約するまで、実在しない貸付物品の貸付契約を継続していた。

##### 不用決定した貸付物品が処分されていなかった事例

- ・ 公園自然課では、平成13年度に貸付先から返還書が提出された貸付物品を貸付先に処分させていたが、その貸付物品の一部が、処分されずに貸付先が保管していた。

##### [ 意見 ]

物品の貸付けを行っている機関は、貸付物品は県の財産であり、有効に利用しなければ「もったいない」ということを踏まえた上で、次のことを十分に認識して適正な事務処理を行われたい。

- ・ 返還された貸付物品の現物確認を適切に行い、貸付物品の不用の決定を行う場合は、安易な決定を行うことなく、今後の活用の見込み、他の機関では活用できないか等精査し、十分検討した上で行うこと。
- ・ 不用決定をすべきと判断したものは、必要な事務手続を速やかに行うこと。

#### ウ 指定管理者への委託業務仕様書の記述内容



[ 監査の結果 ]

指定管理者に物品を貸し付けて県立施設の管理を行わせる方法は平成18年度から行われているが、指定管理者に物品を貸し付けているすべての機関では、委託業務仕様書に「指定管理者は、県の所有に帰属する備品を処分する場合には、あらかじめ県に協議しその承認を得る」旨を記述している。これは、平成17年度に行政経営推進課が各指定管理担当機関に連絡した記載例をもとに、各機関が委託業務仕様書を作成して指定管理者に示しているものであるが、県の貸付物品を県が自ら処分せず、指定管理者が処分できると誤認させる記述となっていた。

[ 意見 ]

現在の委託業務仕様書の記述は適切ではないと思われることから、指定管理者に物品を貸し付けている機関は、委託業務仕様書の記述内容を変更し、適切な方法を指定管理者に周知するなどの対応をすること。

エ 貸付先が行った貸付物品の処分

[ 監査の結果 ]

県の機関の監査及び貸付先の団体の調査を行った結果、貸付物品の処分に当たり、約6割の機関で貸付先が処分を行っている状況が見受けられた。

表4 平成18年度に物品の貸付けを行った機関のうち平成14年度以降に貸付物品を処分した機関の状況

貸付物品を自ら処分した機関	貸付物品を貸付先が処分していた機関	合計
8 (42%)	11 (58%)	19 (100%)

長寿社会課では、一部の施設において、貸付先の団体が貸付物品の返還手続を行わないで物品を処分していた。この団体は、物品貸付契約期間中に処分した貸付物品を、契約の更新時に事後報告することを繰り返していたが、長寿社会課は、報告を受けたときに、貸付先が勝手に処分したことに対し特に指導することなく容認していた。

他の施設においては、貸付先から返還された物品を、貸付先に処分させていた。

次の機関では、貸付先から返還された物品を、貸付先に処分させていた。

障害福祉課、水・大気環境課、公園自然課、畜産課、畜産試験場

次の機関では、貸付先から返還された物品を、貸付先に処分させるとともに、処分費用を貸付先に負担させていた。

スポーツセンター、東部総合事務所県土整備局、八頭総合事務所県土整備局、中部総合事務所県土整備局、西部総合事務所県土整備局

[ 意見 ]

貸付物品の処分は、物品の所有者である県が行うべきである。

しかし、調査期間中に貸付物品を処分した機関のうち、県が自ら物品の処分（廃棄）を行っていたのは8機関であり、遠隔地への貸付物品については、自ら処分している機関はほとんど見受けられない状況であった。

については、物品の貸付けを行っている機関は、次のことを十分に認識して適正な事務処理を行われたい。

- ・ 貸付先が県の貸付物品を処分することを容認せず、物品を処分した旨の事後報告を受けた場合には、貸付先に適正な事務手続方法を指導すること。
- ・ 不用品は売り払うことを原則とする物品規則の趣旨を踏まえ、処分方法を決定すること。
- ・ 処分の相手方は、県が決定すること。
- ・ 処分に係る費用は貸付先に負担させないこと。

庶務集中局集中業務課は、物品の貸付けを行っている機関に対して、現在行われている財務会計事務の研修に併せて物品規則に係る研修を行い、物品規則の趣旨が徹底されるように図られたい。

機関名	物品貸付の概要	現物照合の状況	処分時の現物確認	処分の実施	調査を行った団体
障害福祉課	障害者福祉施設の管理等に要する物品を指定管理者等へ貸付け	していない	していない	貸付先が処分していた	社会福祉法人鳥取県厚生事業団
長寿社会課	高齢者福祉施設の管理運営に要する物品を指定管理者へ貸付け	していない	していない	同 上	社会福祉法人鳥取県厚生事業団、社会福祉法人米子福祉会、社会福祉法人宏平会
水・大気環境課	天神川流域下水道の維持管理に要する物品を委託先法人へ貸付け	している	している	同 上	財団法人鳥取県天神川流域下水道公社
公園自然課	公園の管理運営に要する物品を指定管理者へ貸付け	していない	していない	同 上	財団法人鳥取県体育協会、財団法人鳥取県観光事業団
畜産課	牧場の管理運営に要する物品を法人へ貸付け	していない	していない (写真で確認)	同 上	財団法人畜産振興協会
畜産試験場	同 上	している	していない (写真で確認)	同 上	同 上
スポーツセンター	国体選手強化用、生涯スポーツの普及用として団体へ貸付け	していない	していない	同 上	鳥取県ボート協会
東部・八頭・中部・西部総合事務所県土整備局	建設工事に使用する資材の試験等に要する物品を法人へ貸付け	していない	していない (写真で確認)	同 上	財団法人鳥取県建設技術センター